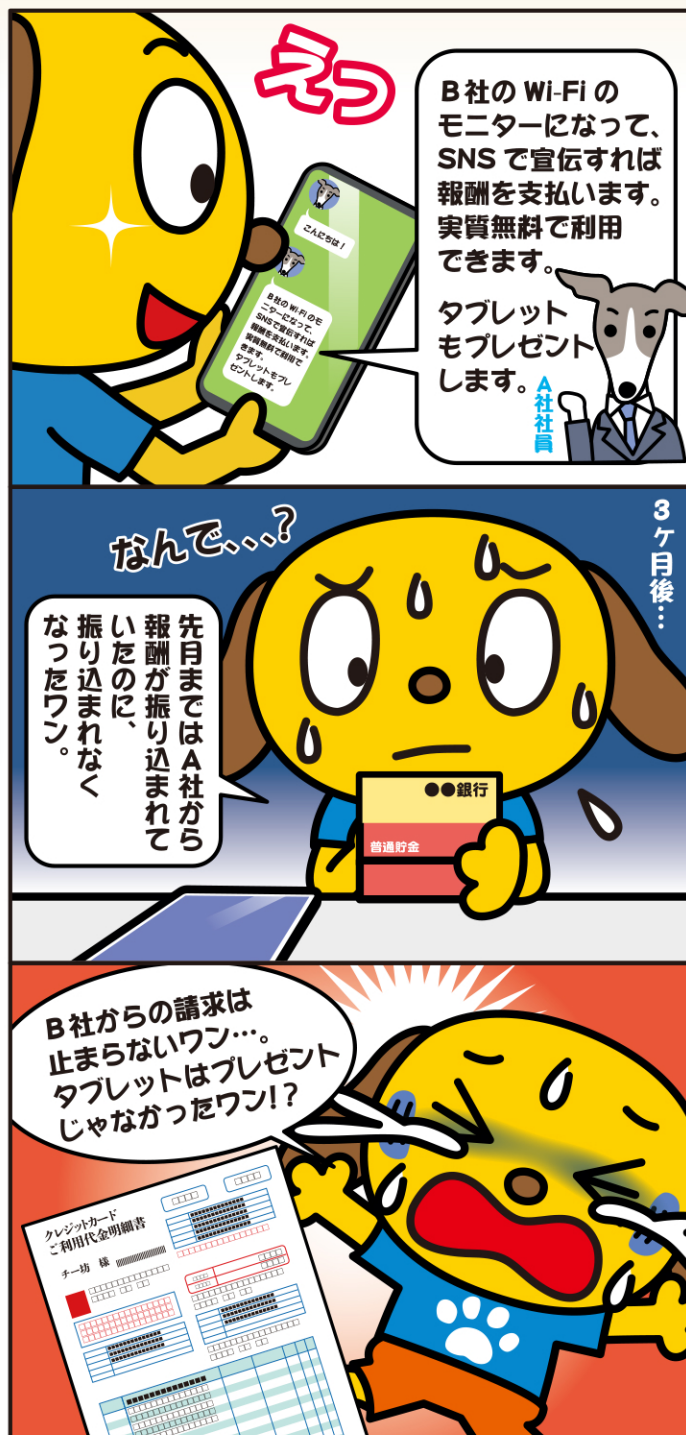


SNS で宣伝すれば実質無料で利用できるという勧誘に注意！

相談事例 A社からSNSに「B社のモバイルWi-Fiを実際に使い、SNSで宣伝すればWi-Fiルーター代と通信料を報酬として振り込むので実質無料で利用できる。タブレット端末のプレゼントもある」とメッセージが届いた。A社から電話で説明を聞きながら、メールで届いた申し込み用フォーマットに個人情報やクレジットカード番号を入力し送信した。その後、SNSで宣伝を始めたところ、最初の3カ月はA社から報酬の振り込みがあったがその後途絶えた。しかし、B社から通信料とWi-Fiルーターの分割払い代金の請求が続き、さらに、プレゼントと言われていたタブレット端末の分割払い代金も請求されている。

アドバイス

宣伝する商品やサービスの代金を後日報酬として振り込みすることを前提に、消費者に一旦負担させる手口です。報酬を振り込む会社と、商品やサービスの提供会社が異なるため、振り込みが途絶えても、商品やサービス料の請求が続きます。解約を申し出ると違約金を請求されたり、端末などの分割払い代金の残債を一括で請求されるケースもあります。実質無料のお得な話に見えますが、鵜呑みにせず安易に契約しないよう注意しましょう。



「実質無料」のお得な話ほうのみにせず、
安易に契約しないように注意するワン！

